

議第31号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿及び鍋，フライパン，

やかんその他の小型の金属製の物を除く。）の項中

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量20リットル	円 10
--------------------------------	---------

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）の容量10リットル	円 5
指定袋の容量20リットル	10

を に改め、同表備考1中「特定資源ごみ」と

は、」の右に「市長が指定する」を加え、「(市長が指定するものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分について指定袋と引換えに徴収する手数料の新たな区分を設ける等の必要があるので提案する。